

## 『21世紀の国土計画のあり方』審議総括報告のポイント

## 1. 「国土管理」の考え方を重視した国土計画の基本目標

- 地域の自立の下での、地球社会の持続可能な発展を担う安全で美しい国土の実現と継承 -

国土計画の重点を、国土を「開発」することから、適切な「利用、開発、保全」を行うことにより、国土をより良い状態で次世代に継承する「国土管理」の考え方を重視するものへと転換する。

今後の国土計画においては、経済、社会及び環境の三面の目標が調和した国土の形成を目指すこととし、国土計画の新たな基本目標を「地域の自立の下での、地球社会の持続可能な発展を担う安全で美しい国土の実現と継承」とする。

## 2. 一つの基本計画による「国土管理」の基本方針の明確化

全国を対象とする国土計画について、全総計画と国土利用計画全国計画を統合し、国土の利用や国土基盤整備を始めとした「国土管理」に関する最も基本となる方針を一つの基本計画として示すものへと転換する。

## 3. 対等なパートナーシップを基軸とする国と地方公共団体の計画の調和・調整

地方分権時代の国土計画においては、国と地方公共団体の計画を上位・下位概念で捉えるものから、望ましい国土、地域の形成という共通の目的に向かって相互に協力するという考え方を基本とし、各々の役割を尊重しつつ、必要な事項について調和・調整を図る、対等なパートナーシップを基軸とするものへと転換する。

#### 4 . 施策の具体化・総合化、調整に資する総合的な広域計画への要請にこたえ得るブロック計画の抜本的検討

国民の諸活動が広域化する中、地域づくりにおいて、広域的な圏域における施策の具体化・総合化、国と地方公共団体の計画意図の調整に資する総合的な広域計画が要請されており、これに対応するため、既存のブロック計画のあり方について抜本的な検討を行う。

課題に応じて弾力的に設定された計画圏域を対象とした、複数の市町村、NPO等の自発的な連携による広域計画についても、その取組を促進するための仕組み、行政的支援のあり方等を検討する。

#### 5 . 「計画、実施、評価」全過程一体での指針性の向上

国土計画の内容の重点化、計画推進過程での意見聴取や情報公開等の手続きの明確化、計画評価システムの整備により、「計画、実施、評価」全過程一体での指針性の向上を図る。

今後の投資余力の制約の増大や既存の国土基盤ストックの更新需要の急増、土地利用に関連する新たな要請等に対応するために、国土基盤の整備や評価にあたっての基準、重点化の方向を示す総合的国土基盤整備・評価指針、土地利用に関する指針を示す。

国土の現況、国土で展開される諸活動・サービスの状況、関連諸計画の情報等を国民各層が広く共有できるよう、国土のモニタリングを継続的に行うとともに、行政分野を横断する総合的な国土計画情報を整備・提供する。